

## 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について

### 1. 趣旨

地方公会計の整備により把握される「資産老朽化比率」等について、今後の財政分析に活用していく上での有用性や課題を検証する。

#### ○資産老朽化比率

公共施設等の老朽化の傾向を把握することができる指標。

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額}}$$

#### ○債務償還可能年数

実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標。

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}^{(\ast 1)} - \text{充当可能基金残高}^{(\ast 1)}}{\text{業務収入等}^{(\ast 2)} - \text{業務支出}^{(\ast 3)}}$$

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。  
 ※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、「業務収入等」=業務収入+高収補償特別分派行額+臨時財政対策債発行可能額とする。  
 ※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)による。

### 2. 検証結果

「資産老朽化比率」については、減価償却費により算出した指標であることをより端的に表現するため、今後は「有形固定資産減価償却率」と呼称することが適当。なお、算出方法に変更が生じるものではなく、継続した指標名を使用したい地方公共団体においては、「有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)」と表記することも考えられる。

12

## 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について

### ○ 団体間比較の際の施設類型

都道府県(15類型)
道路
橋りょう・トンネル
公営住宅
港湾・漁港
空港
学校施設
図書館
博物館等
体育館・プール
陸上競技場・野球場等
県民会館
保健所
試験研究機関
警察施設
庁舎

市区町村(16類型)
道路
橋りょう・トンネル
公営住宅
港湾・漁港
認定こども園・幼稚園・保育所
学校施設
児童館
公民館
図書館
体育館・プール
福祉施設
市民会館
一般廃棄物処理施設
保健センター
消防施設
庁舎

13

## 類似団体区分の検証・検討

### 対応

1. 以下の現状を踏まえ、類型設定の基準の見直しを実施。

- 第Ⅱ次・第Ⅲ次産業比率について、都市においては、5年間で2.0ポイント減少<H17(92.1)→H22(90.1)>しており、より適切な団体間比較を実施すべく、影響を加味した区分の再設定が必要。
- また、町村においては、5年間で比率に変化がないことから区分の再設定は不要。
- 第Ⅲ次産業比率について、都市においては、5年間で比率に変化がないことから区分の再設定は不要。
- 町村においては、5年間で1.9ポイント上昇<H17(57.7)→H22(59.6)>しており、産業構造の高度化が顕著であることから区分の再設定が必要。
  - ▷ 相対的な比較が可能となるよう、類型の設定基準である「産業構造」を都市(Ⅱ次、Ⅲ次比率95%→90%)、町村(Ⅲ次比率55%→60%)ともに変更。(1団体のみの類型、可能な限り10団体未満の類型をなくすことを考慮。)

### 見直し前

都市 人口・産業構造別団体数表

産業構造	Ⅱ次	Ⅲ次	95以上		95未満		計
			Ⅱ次	Ⅲ次	95以上	95未満	
人口	区分	0	2	1	0		
50,000 人以上	Ⅰ	人未満	4	13	176	96	292
50,000 人以上	Ⅱ	人未満	17	15	201	36	267
100,000 人以上	Ⅲ	人未満	4	1	34	1	100
150,000 人以上	Ⅳ	人未満	2	1	49	4	55
計			29	34	397	117	607

### 見直し後

都市 人口・産業構造別団体数表

産業構造	Ⅱ次	Ⅲ次	90以上		90未満		計
			Ⅱ次	Ⅲ次	90以上	90未満	
人口	区分	0	2	1	0		
50,000 人以上	Ⅰ	人未満	30	64	115	53	262
50,000 人以上	Ⅱ	人未満	76	91	82	18	267
100,000 人以上	Ⅲ	人未満	37	33	29	4	100
150,000 人以上	Ⅳ	人未満	26	13	18	0	55
計			169	201	242	79	607

### 町村 人口・産業構造別団体数表

産業構造	Ⅱ次	Ⅲ次	80以上		80未満		計
			Ⅱ次	Ⅲ次	80以上	80未満	
人口	区分	2	1	0			
5,000 人以上	Ⅰ	人未満	80	30	138	249	
10,000 人以上	Ⅱ	人未満	93	42	107	242	
15,000 人以上	Ⅲ	人未満	81	29	45	150	
20,000 人以上	Ⅳ	人未満	77	17	29	123	
25,000 人以上	Ⅴ	人未満	133	71	8	162	
計			464	199	325	928	

### 町村 人口・産業構造別団体数表

産業構造	Ⅱ次	Ⅲ次	60以上		60未満		計
			Ⅱ次	Ⅲ次	60以上	60未満	
人口	区分	2	1	0			
5,000 人以上	Ⅰ	人未満	50	54	138	249	
10,000 人以上	Ⅱ	人未満	60	75	107	242	
15,000 人以上	Ⅲ	人未満	50	60	45	150	
20,000 人以上	Ⅳ	人未満	47	47	29	123	
25,000 人以上	Ⅴ	人未満	103	51	8	162	
計			316	287	325	928	

※赤色網掛けは団体数が10以上99未満の区分

14

## 類似団体区分の検証・検討

### 対応

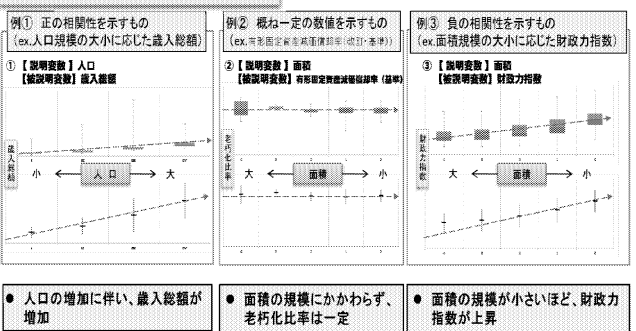
2. 人口や産業構造等の「説明変数」と市町村の規模、構造、性質を示す歳入総額や財政力指数等の「被説明変数」の相関性の有無を判定し、次頁のとおり見直す。

#### 【組合せパターン】

【類型設定に係る説明変数及び被説明変数の組合せ】 計28パターンで検証・分析

説明変数	被説明変数	説明変数	被説明変数
① 人口	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費	① 人口・産業構造	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費
② 産業構造	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費	② 人口・面積	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費
③ 面積	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費	③ 人口・可住地面積	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費
④ 可住地面積	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費		

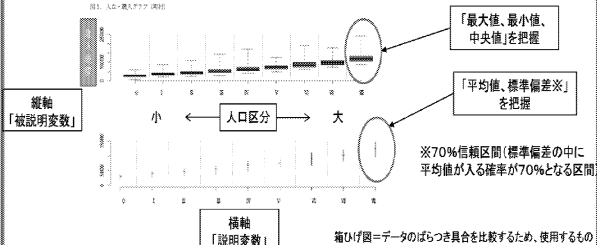
#### 【相関性の有無の判定例】



#### 【検証手法】

##### 【箱ひげ図イメージ】

例：町村における説明変数(人口)の増加による被説明変数(歳入総額)の比例関係を示す



15

# 類似団体区分の検証・検討

対応

説明変数に対する被説明変数の相関性について(単体)

説明変数	被説明変数	【既存】		【新規】										
		歳入総額	財政力指数	有形固定資産減価償却率(改訂モデル)	有形固定資産減価償却率(基準モデル)	普通建設事業費				補助事業費				
						新規整備	更新整備	新規整備	更新整備	新規整備	更新整備			
【既存】	人口	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【既存】	産業構造	○	○	□	□	▲	▲	☆	☆	▲	○	○	○	○
【新規】	面積	△	●	□	□	○	○	△	○	○	○	○	△	○
【新規】	可住地面積	○	▲	□	□	○	○	△	○	○	○	○	○	○

説明変数に対する被説明変数の相関性について(組合せ)

説明変数	被説明変数	【既存】		【新規】										
		歳入総額	財政力指数	有形固定資産減価償却率(改訂モデル)	有形固定資産減価償却率(基準モデル)	普通建設事業費				補助事業費				
						新規整備	更新整備	新規整備	更新整備	新規整備	更新整備			
【既存】	人口・産業構造	○	○	□	□	●	○	×	▲	●	●	●	●	●
【新規】	人口・面積	○	●	□	□	△	○	×	△	○	△	○	○	○
【新規】	人口・可住地面積	△	●	□	□	○	△	○	△	○	△	○	△	△

- ※1 「○」…都市、町村のどちらにおいても、正の相関性を示す変数 (ex.人口が増加した場合、歳入増額が増加するもの)
- 「●」…都市、町村のどちらにおいても、負の相関性を示す変数 (ex.人口が増加しているにもかかわらず、歳入が減少するもの)
- 「△」…都市、町村の少なくとも一方に、正の相関性を示す変数
- 「▲」…都市、町村の少なくとも一方に、負の相関性を示す変数
- 「☆」…都市、町村で正又は負の異なる相関性を示す変数
- 「□」…説明変数の増減にかかわらず、概ね一定の数値を示す指数
- ※2 「有形固定資産減価償却率」…サンプル数が比較的多く、傾向を検証することが可能な連結財務書類(総務省方式改訂モデル)及び(基準モデル)を抽出して比較。

16

## 財政状況資料集の様式への反映 ①住民一人当たりコスト・性別別

財政状況資料集  
(イメージ)

### 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

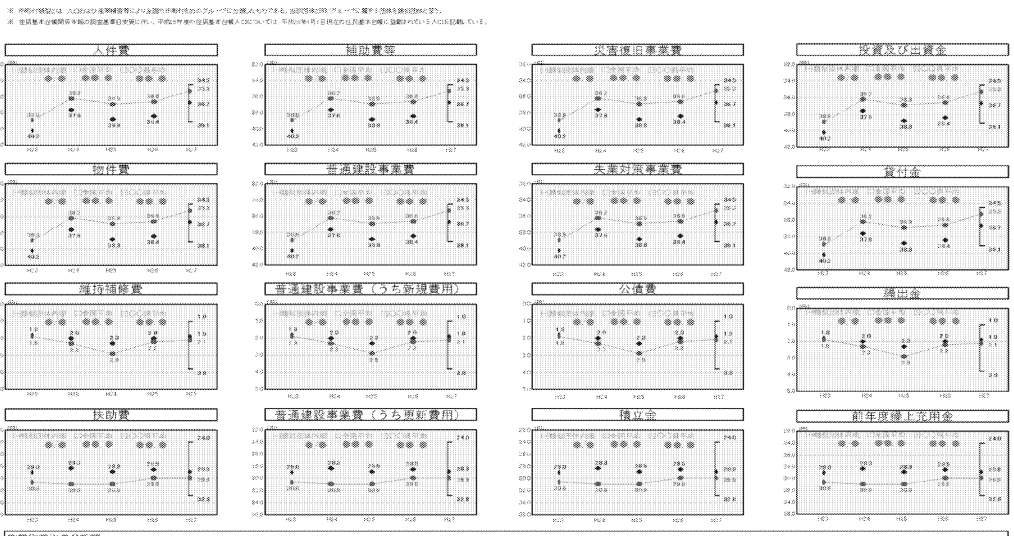
#### ① 性別別歳出決算分析表(住民一人当たりのコスト)

項目	ID	1,300,480	A(109.11増)	実質赤字率	-
うち日本人	1,301,000	A(109.11増)	実質赤字率	0	
性別	1,315,12	男	実質赤字率	5.7	
歳入総額	856,515,663	千円	特等負担比率	78.9	
歳出総額	846,205,691	千円	特別負担率	101	職員給
実収支差	5,738,283	千円	(1年率)	42%	職員給
経常収支比率	846,205,691	千円	(1年率)	42%	職員給
地方債現在高	974,744,076	千円			

● 前年度比増  
▲ 前年度比減  
○ 前年度比同

平成○年度 ○県○○市

⇒ 計 16項目



性別別歳出の分析欄  
主な項目に団体自らがコメントできる欄

17

## 財政状況資料集の様式への反映 ②住民一人当たりコスト・目的別

財政状況資料集  
(イメージ)

⇒ 計 15項目

### 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

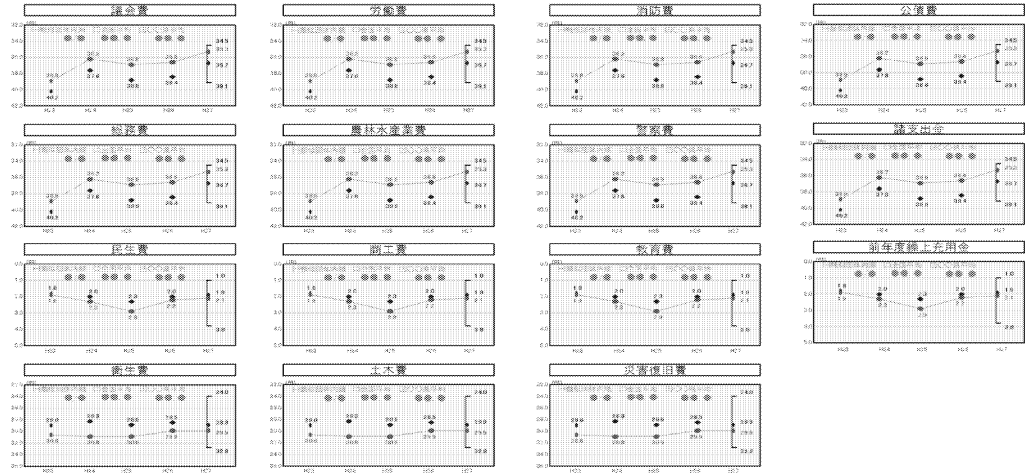
#### ② 目的別歳出決算分析表(住民一人当たりのコスト)

入 予 日 本 人	1,301,498	A国(1.1)増減	増減率	-
歳 入 総 額	1,727,372	増減	増減率	42.7
歳 入 当 分 額	65,617,653	増減	増減率	1.7
歳 出 総 額	942,975,281	増減	増減率	1.7
歳 出 当 分 額	5,708,700	増減	増減率	1.7
経 費 当 分 額	452,451,989	増減	増減率	1.7
財 政 収 支 当 分 額	324,744,037	増減	増減率	1.7

● 当該団体の値  
○ 類似団体の平均値  
△ 全国平均値  
□ 全国平均値の範囲

平成〇年度

〇県〇〇市



目的別歳出の分析欄

主な項目に団体自らがコメントできる欄

18

## 財政状況資料集の様式への反映 ③財政指標等組み合わせ分析表

財政状況資料集  
(イメージ)

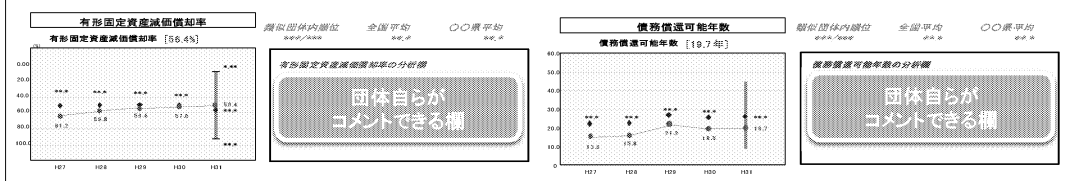
⇒ 計 4項目

### 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

#### ③ 財政指標等組み合わせ分析表

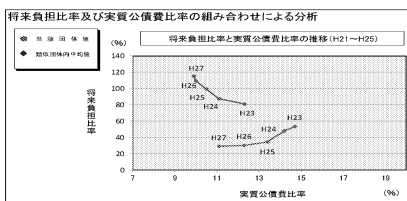
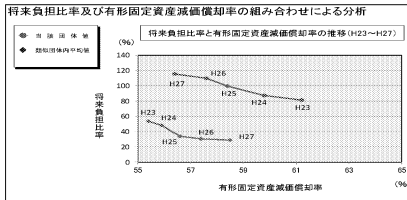
平成〇年度

〇県〇〇市



「有形固定資産減価償却率」・・・公共施設等の老朽化の傾向を把握することができる指標。

「債務償還可能年数」・・・実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標。



将来負担比率及び有形固定資産減価償却率の組み合わせ分析欄

団体自らがコメントできる欄

(参考)

	H23	H24	H25	H26	H27	
当該団体	有形固定資産減価償却率	61.2	59.8	58.4	57.6	56.4
	将来負担比率	81.2	87.2	99.8	109.5	115.2
類似団体	有形固定資産減価償却率	55.4	55.9	56.6	57.4	58.5
	将来負担比率	53.5	48.2	34.2	30.3	28.9

将来負担比率及び実質公債費比率の組み合わせ分析欄

団体自らがコメントできる欄

(参考)

	H23	H24	H25	H26	H27	
当該団体	実質公債費比率	12.3	11.1	10.5	10.0	9.9
	将来負担比率	81.2	87.2	99.8	109.5	115.2
類似団体	実質公債費比率	14.7	14.2	13.4	12.3	11.1
	将来負担比率	53.5	48.2	34.2	30.3	28.9

19



財政状況資料集  
(イメージ)

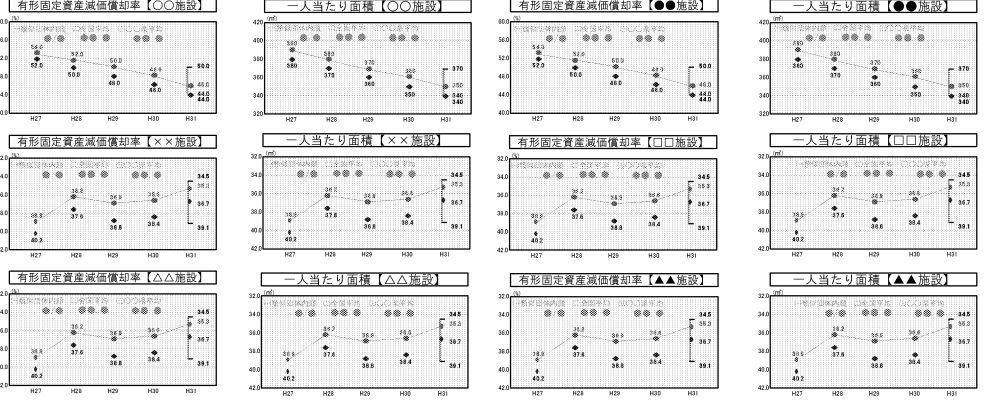
市町村財政比較分析表(普通会計決算)  
④ 施設情報分析表

人	1,920,466	人(国1.1(補正))	養育費率	-
うち日本人	1,920,070	人(国1.1(補正))	定額養育費率	6.7
世帯	1,193,12	世帯	養育費率	7.0
人口密度	30.0	人/平方キロメートル	養育費率	7.0
出生数	849,973	千人	養育費率	7.0
出生率	44.2	‰	養育費率	7.0
出生率	44.2	‰	養育費率	7.0
出生率	44.2	‰	養育費率	7.0
出生率	44.2	‰	養育費率	7.0

● 国・道・府・県  
○ 市町村  
△ 施設情報  
▲ 施設情報

平成〇年度 ○県〇〇市

※ 市町村別は、人口及び世帯数等により異なる市町村をグループに分類したものである。当該施設と同一グループに属する市町村を比較対象とする。  
※ 国・道・府・県別は、人口及び世帯数等により異なる国・道・府・県をグループに分類したものである。当該施設と同一グループに属する国・道・府・県を比較対象とする。



資産情報の分析欄  
 主な項目に団体自らがコメントできる欄



## 第5部 第三セクターと地方公営企業の改革



# 公営企業・第3セクターの経営改革 ～経済財政諮問会議での議論を受けて～

平成28年4月28日

総務省 自治財政局 公営企業課長

菅原 泰治

## 【目次】

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 1. 地方公営企業の制度概要と現状          | … p2  |
| 2. 地方公営企業に係る政府と総務省の対応      | … p16 |
| 3. 地方公営企業の見える化の推進          | … p25 |
| 4. 抜本的な改革の検討の推進及び経営戦略の策定推進 | … p38 |
| 5. 公営企業の広域化・民間活用           | … p43 |
| 6. その他                     | … p46 |

# 1. 地方公営企業の制度概要と現状

2

## 地方公営企業の役割

○地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。

○こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

### 事業全体に占める地方公営企業の割合

事業	指標	全事業 (※)	左記にしめる 地方公営企業の割合 (※)	地方公営企業の 事業数(H26末) (総数8,662)
水道	現在給水人口	1億2,521万人	99.5%	2,097
工業用水	年間総配水量	44億16百万m <sup>3</sup>	99.9%	154
鉄道	年間輸送人員	236億6百万人	13.4%	9
自動車運送	年間輸送人員	44億5百万人	20.6%	30
電気	年間発電電力量	8,239億9百万kWh	1.0%	85
ガス	年間ガス販売量	1兆5,360億MJ	2.3%	28
病院	病床数	1,574千床	12.3%	639
下水道	汚水処理人口	1億1,216万人	91.3%	3,638

その他に、軌道、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。(1,982事業)  
 ※ 平成25年度地方公営企業決算の概況より

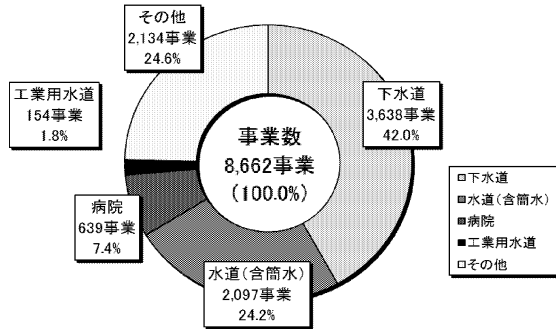
3

## 地方公営企業の事業数

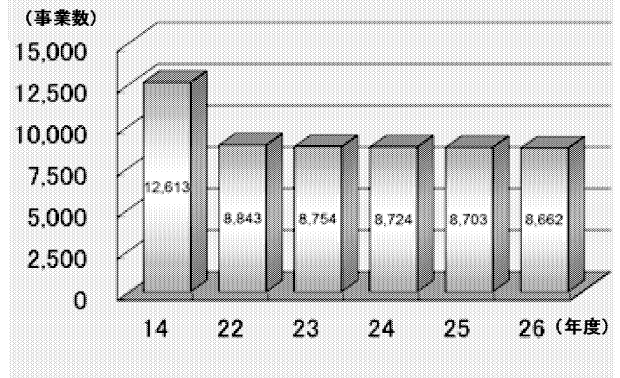
事業数は、平成26年度末現在8,662事業。  
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

平成14年度をピークに、市町村合併や経営の見直し等により、毎年減少しており、5年前の平成22年度の事業数との比較では、181事業、2.0%減少している。

地方公営企業の事業数の状況(平成26年度末)



地方公営企業の事業数の推移



4

## 地方公営企業の経営状況(事業別総収支) —平成26年度決算—

公営企業全体の総収支は、5,252億円の赤字。(対前年度△1兆333億円、△203.4%)

平成26年度は、会計基準の見直しに伴い、特別損失(退職給付引当金不足額等)の計上等による総費用の増加があり、平成12年度以来14年ぶりの赤字となった。

### 全体の経営状況(事業別総収支額)

(単位: 億円、%)

区分 年度	法適用企業			法非適用企業			合 計			
	25 (A)	26 (B)	増減額 (B) - (A)	25 (C)	26 (D)	増減額 (D) - (C)	25 (E)	26 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F - E) / (E)
水道(含簡水)	2,466	1,762	△ 704	52	51	△ 0	2,518	1,814	△ 704	△ 28.0
工業用水道	274	△ 254	△ 528	-	-	-	274	△ 254	△ 528	△ 192.7
交 通	769	△ 1,130	△ 1,898	2	4	2	770	△ 1,126	△ 1,896	△ 246.2
電 気	119	135	16	39	35	△ 5	158	170	11	7.2
ガ ス	20	66	47	-	-	-	20	66	47	235.3
病 院	△ 429	△ 4,852	△ 4,423	-	-	-	△ 429	△ 4,852	△ 4,423	△ 1,030.4
下 水 道	829	1,389	561	576	590	14	1,405	1,979	575	40.9
そ の 他	111	△ 3,341	△ 3,452	254	292	37	365	△ 3,050	△ 3,415	△ 934.9
合 計	4,159	△ 6,223	△ 10,382	923	971	49	5,081	△ 5,252	△ 10,333	△ 203.4

(注) 総収支額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実収支であり、他会計繰入金等を含む。

5

## 地方公営企業の経営状況 —平成26年度決算—

黒字事業は、7,345事業(事業数全体の85.5%)で、前年度に比べ280事業の減少。  
一方、赤字事業は、1,246事業(同14.5%)で、前年度に比べ232事業の増加。

### 全体の経営状況

(単位：事業、億円)

区分	25			26			増減額 (B) - (A)		
	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字事業数	2,135 (70.7%)	5,490 (97.7%)	7,625 (88.3%)	1,914 (62.5%)	5,431 (98.2%)	7,345 (85.5%)	△ 221	△ 59	△ 280
黒字額	5,987	1,357	7,343	5,632	1,343	6,975	△ 355	△ 14	△ 369
赤字事業数	885 (29.3%)	129 (2.3%)	1,014 (11.7%)	1,149 (37.5%)	97 (1.8%)	1,246 (14.5%)	264	△ 32	232
赤字額	1,828	434	2,262	11,855	371	12,227	10,027	△ 63	9,964
総事業数	3,020	5,619	8,639	3,063	5,528	8,591	43	△ 91	△ 48
収支	4,159	923	5,081	△ 6,223	971	△ 5,252	△ 10,382	49	△ 10,333

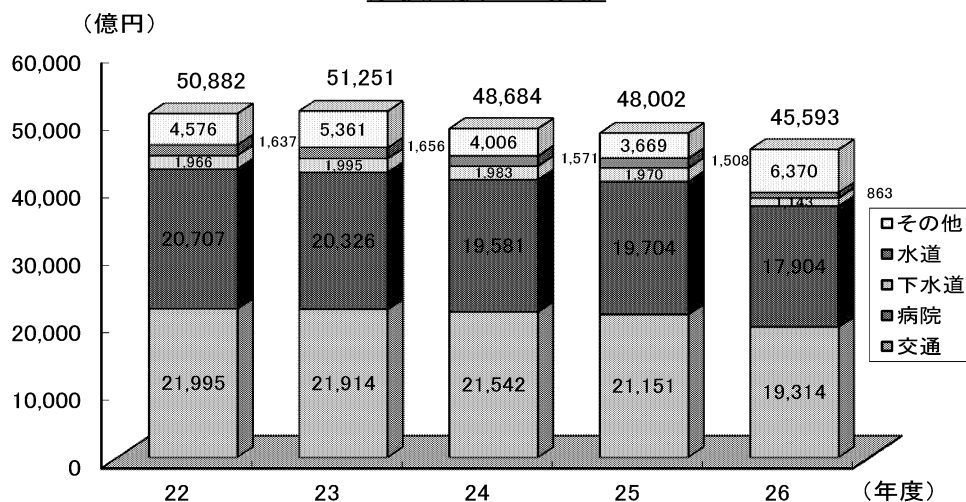
(注) 1. 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。  
2. 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。  
3. ( )は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

6

## 地方公営企業の累積欠損金の状況

累積欠損金は、4兆5,593億円となっており、前年度に比べ2,409億円、5.0%減少している。事業別にみると、交通事業が最も多く、次いで病院事業となっている

### 累積欠損金の推移



(注)累積欠損金は、法適用企業のみ対象としている。

7



## 地方公営企業の料金収入の状況 —平成26年度決算—

全体の料金収入は、8兆9,029億円。(対前年度 385億円、0.4%減少)  
過去5年間の推移をみると平成22年度の料金収入と比較して1,126億円、1.2%減少。

事業別では、下水道事業を除く法適用事業では料金収入が収益の中心となっているが、下水道事業では4割程度、その他事業も6割程度となっている。

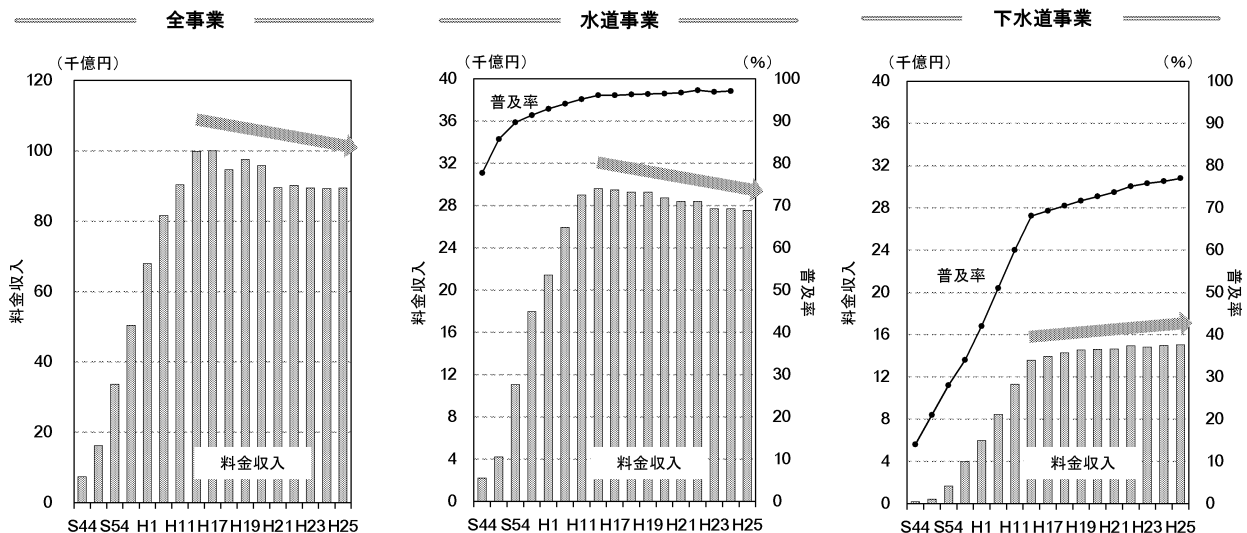
区分 年度	法適用企業			法非適用企業			合 計			
	25 (A)	26 (B)	増減額 (B) - (A)	25 (C)	26 (D)	増減額 (D) - (C)	25 (E)	26 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F) - (E) / (E)
水道(含簡水)	26,927 (90.6%)	26,520 (82.0%)	△ 407	611 (70.6%)	599 (70.1%)	△ 13	27,538 (90.1%)	27,118 (81.7%)	△ 420	△ 1.5
工業用水道	1,271 (87.6%)	1,272 (66.6%)	1	-	-	-	1,271 (87.6%)	1,272 (66.6%)	1	0.0
交 通	6,609 (85.6%)	6,592 (81.2%)	△ 18	40 (46.3%)	41 (44.8%)	1	6,649 (85.2%)	6,632 (80.8%)	△ 17	△ 0.3
電 気	704 (93.0%)	721 (81.7%)	17	91 (94.8%)	98 (92.8%)	7	795 (93.2%)	818 (82.9%)	24	3.0
ガ ス	956 (92.7%)	974 (85.7%)	19	-	-	-	956 (92.7%)	974 (85.7%)	19	2.0
病 院	32,205 (81.4%)	31,485 (77.8%)	△ 721	-	-	-	32,205 (81.4%)	31,485 (77.8%)	△ 721	△ 2.2
下 水 道	9,400 (53.3%)	9,674 (42.3%)	274	5,694 (42.0%)	5,500 (41.4%)	△ 195	15,095 (48.4%)	15,174 (41.9%)	79	0.5
そ の 他	1,925 (71.0%)	2,724 (62.4%)	799	2,980 (69.2%)	2,831 (70.7%)	△ 149	4,905 (69.9%)	5,555 (66.4%)	650	13.3
合 計	79,998 (79.6%)	79,961 (71.3%)	△ 37	9,417 (49.8%)	9,068 (49.4%)	△ 348	89,414 (74.9%)	89,029 (68.2%)	△ 385	△ 0.4

(注) ( ) 内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

8

## 地方公営企業の料金収入の推移

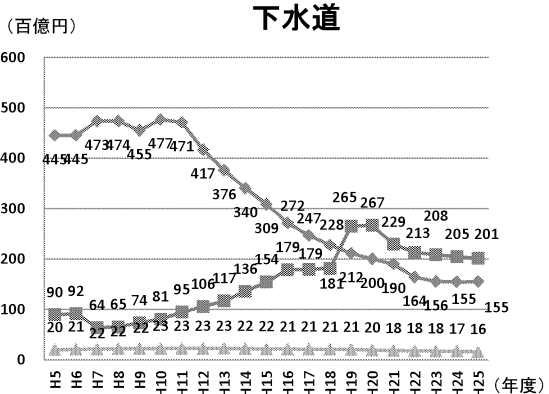
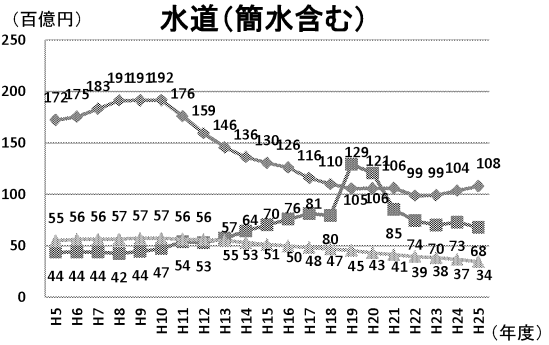
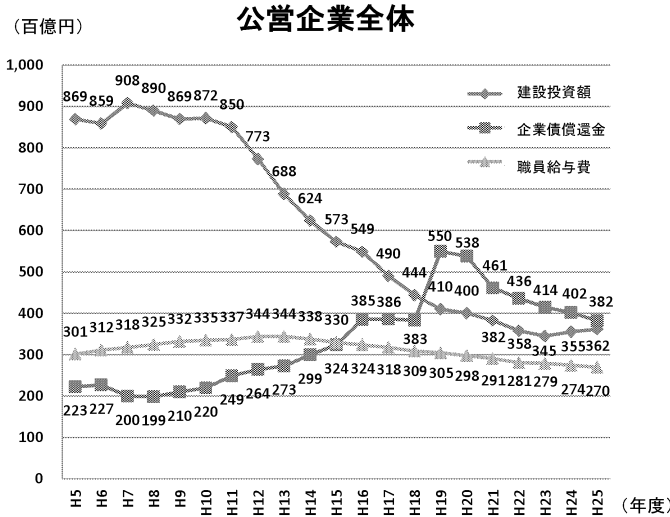
- 水道事業の料金収入は有収水量の減少により減少傾向にある。
- 普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。
- 料金の取扱いの検討に際しては、有収水量の減少を前提とする必要があるのではないか。



9

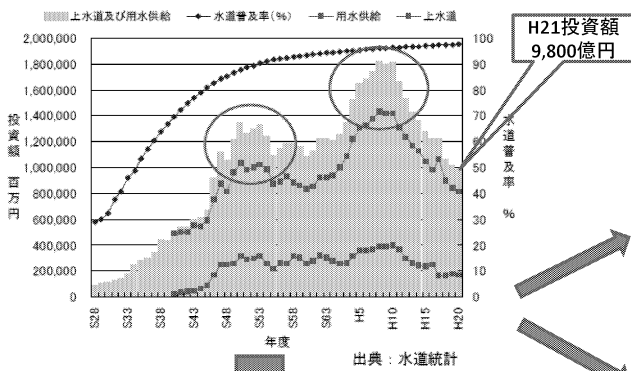
# 公営企業に関する建設投資費の推移

・平成11年度から連続で減少していたが、施設の更新需要の高まりにより、平成24年度から2年連続で増加している。



# 水道事業の更新投資の推計

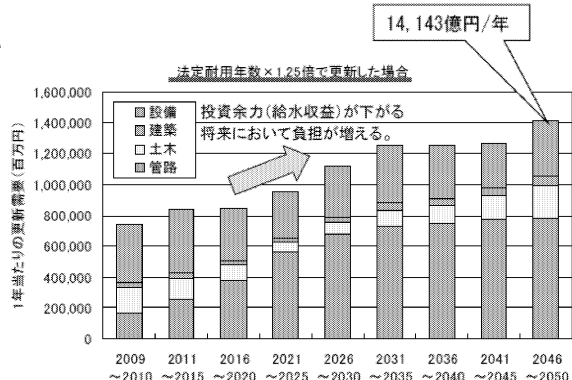
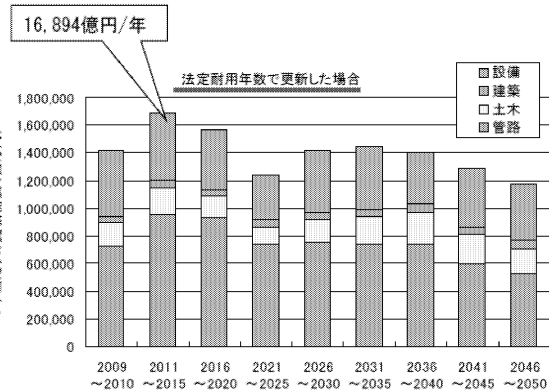
水道への投資額の推移(平成20年価格)



平成20年度末資産額 46.7兆円

【更新の現状】※日本水道協会調べ

	H21	H22	H23	H24	H25
水道管の更新率(%)	0.87	0.79	0.77	0.77	0.79
法定耐用年数を超えた水道管(%)	7.1	7.8	8.5	9.5	10.5

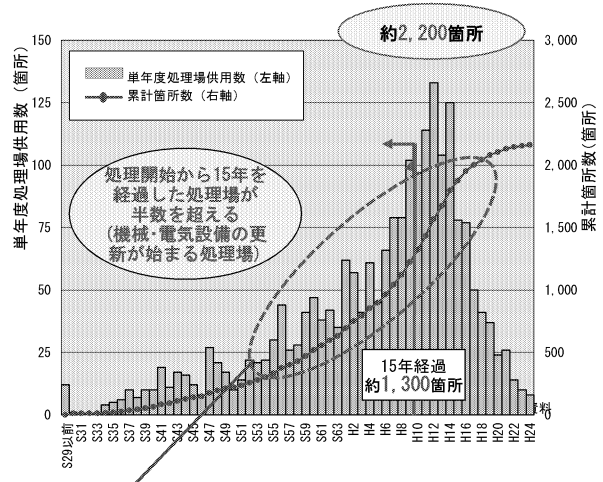
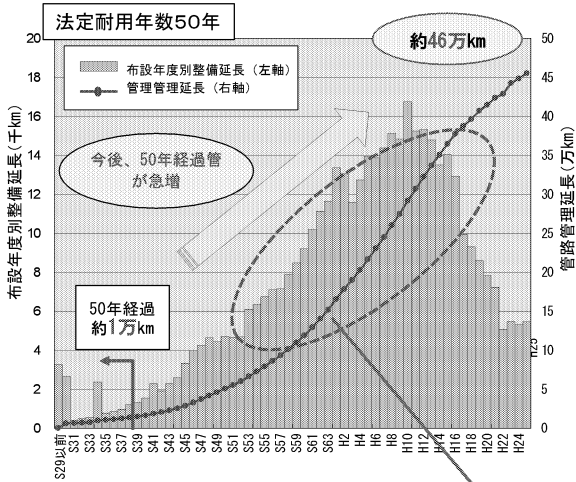


## 下水道ストックの現状

- 管路延長は約46万km、処理場数は約2,200箇所など下水道ストックが増大。
- 下水道施設は、常時稼働しているため、年数とともに老朽化が着実に進行。
- 今後、改築需要のピークを迎える。

■ 管路施設の年度別管理延長 (H25末現在)

■ 処理場の年度別供用箇所数 (H25末現在)



投資時期に偏在が見られる

出典:国土交通省資料

12

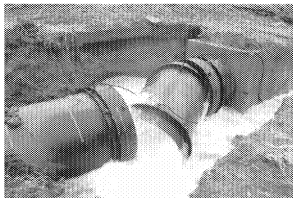
## 管路の老朽化等に起因した障害の発生事例①

- 市民生活に影響を及ぼす断水や道路陥没などの障害に至った事例も発生。
- 老朽化した管路の使用、腐食しやすい土壤に管路が埋設されていることなどが原因。

### A水道事業

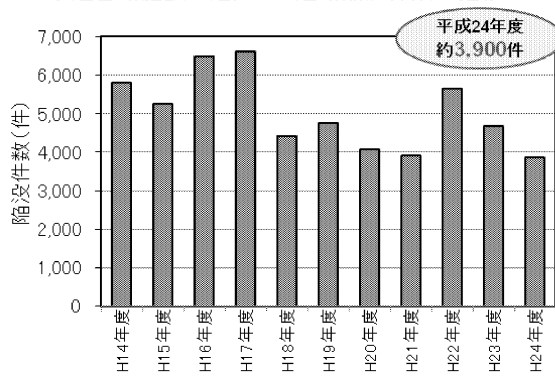
ゴム可とう管の破断による配水管からの漏水

- 管路更新率0.94の水道事業
- 布設後38年経過した500mm管にて漏水が発生(毎時150~200トン)
- 市の約半数である約10,000戸(約30,000人)で減断水
- 発生から復旧まで約6日
- 断続的な応急給水の実施(基幹病院にはピストン輸送)



※写真はイメージ

■ 下水道管路施設に起因した道路陥没件数の推移



13

## 管路の老朽化等に起因した障害の発生事例②

<b>B水道事業</b>	配水管の腐食による破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配水管の破損により、約1,500戸で断水及び濁水</li> <li>○ 破損した配水管から噴出した水が土砂を巻き込みガス管を破損し、約14,800戸でガス供給も停止(ガス事業者に損害賠償)</li> <li>○ 発生から復旧まで約1日</li> </ul>
<b>C水道事業</b>	老朽化に伴う配水管の破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配水管の破損により、約33,000戸(約74,000人)で赤水や濁水、断水等</li> <li>○ 発生から復旧まで約1日</li> </ul>
<b>D水道事業</b>	配水管の破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冠水による幹線道路通行止め(3時間)</li> </ul>
<b>E下水道事業</b>	下水道管の腐食による破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 布設後33年経過した鉄筋コンクリート管の破損</li> <li>○ 長さ約10メートル、幅約6メートルにわたる中央分離帯の陥没</li> <li>○ 発生から緊急復旧まで約1ヶ月半</li> <li>○ 下水道管の補強工事と道路機能の復旧まで約4ヶ月</li> <li>○ 復旧工事期間中における夜間交通規制の実施</li> </ul>

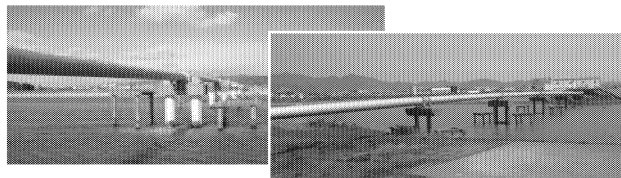


※写真はイメージ

## 震災対策に取り組む団体の事例

### 1 水管橋の地震・津波対策

- ・耐震性のない水管橋の横過トンネル化



### 2 管路の耐震化・老朽化対策

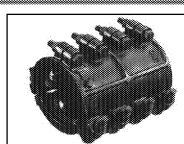
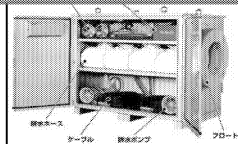
- ・老朽化対策とあわせた管路の耐震化
- ・老朽管路の総合評価と優先度の決定
- ・耐蝕、被覆による管路の長寿命化



### 3 工業用水給水のバックアップ対策

- ・給水ルートへの2重化とループ化
- ・他管理者の管路との接続給水
- ・緊急給水設備の整備

- ・災害時支援協定の締結
- ・工業用水被災時の復旧訓練
- ・工業用水管路の復旧資材の備蓄



## 2. 地方公営企業に係る政府と総務省の対応

16

### 総務省による地方公営企業の改革に向けた取組

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

＜公営企業を取り巻く環境＞

- 人口減少 □料金収入の減少 □施設等の老朽化・大量更新期の到来 □災害・危機管理対策
- 財政健全化法の施行 □地方公会計の整備促進 □地方分権改革

#### 経営状況の把握・経営管理

地方公営企業会計の制度等を見直し

- 資本制度の見直し  
(平成24年4月から)  
→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。
- 地方公営企業会計基準の見直し  
(平成26年度予算・決算から)  
→損益、資産等の正確な把握。

#### 経営改革

□ 公営企業の抜本改革

- (平成21年度～25年度)
- 事業の廃止や民営化・民間譲渡、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入等を検討「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日自治財政局公営企業課長等通知)

資金不足比率が経営健全化基準以上である会計は大幅に減少(平成20年度:61会計→平成25年度:18会計)

17

## 地方公営企業の抜本改革等の取組状況(平成26年4月1日現在)

事業廃止 (平成16年度(※)からの実施数)		民営化・民間譲渡 (平成16年度(※)からの実施数)		PFI (導入数)		指定管理者制度 (導入数)		公営企業型 地方独立行政法人(導入数)	
368事業(240事業)		272事業(118事業)		59事業(15事業)		776事業(172事業)		43法人(32事業)	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
35(19)	333(221)	42(20)	230(98)	29(5)	30(10)	121(24)	655(148)	25(18)	18(14)
宅地造成	92(66)	介護	143(67)	下水道	23(7)	介護	217(50)	病院	43(32)
観光施設その他	58(31)	病院	30(13)	病院	15(3)	観光施設その他	178(47)		
介護	55(33)	観光施設その他	25(8)	水道	10(4)	駐車場	157(23)		
病院	49(26)	交通	24(7)	観光施設その他	4(0)	病院	74(18)		
簡易水道	35(25)	ガス	19(5)	工業用水道	2(1)	港湾整備	34(7)	包括的民間委託 (導入数)	
駐車場	22(18)	電気	9(5)	港湾整備	2(0)	下水道	33(2)		
と畜場	11(8)	市場	8(5)	市場	1(0)	市場	36(18)	87事業	
水道	8(5)	駐車場	5(3)	宅地造成	1(0)	と畜場	24(3)		
交通	7(5)	と畜場	4(3)	駐車場	1(0)	簡易水道	8(1)	県・政令市等	市町村等
電気	7(4)	宅地造成	3(2)			宅地造成	7(0)	11	76
下水道	9(8)	工業用水道	1(0)			水道	4(1)	水道	42
市場	7(6)	港湾整備	1(0)			工業水道	2(1)	工業用水道	2
港湾整備	5(3)					交通	2(1)	下水道	35
工業用水道	2(2)							簡易水道	7
有料道路	1(0)							港湾整備	1

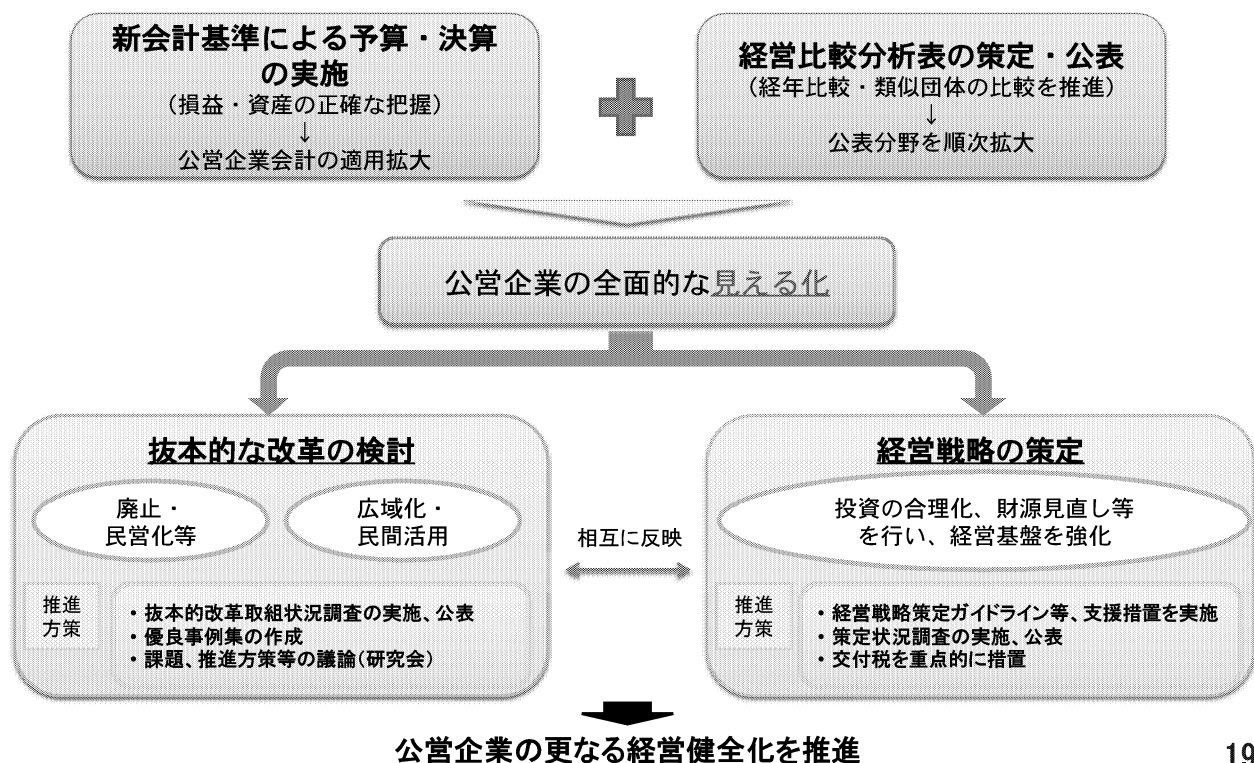
(※)平成16年度から調査開始(「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づくもの)  
 (※)()内の数値は、平成21年4月2日から平成26年4月1日の実績で内数。  
 (※)包括的民間委託については、平成24年4月2日から平成26年4月1日の実績。

### ＜平成21～25年度までの「集中取組期間」の実績＞

事業規模に占める資金不足額の割合が経営健全化計画の策定を要する基準以上である会計  
 平成20年度:61会計→平成25年度:18会計(▲70.5%)

18

## 公営企業の抜本的な改革への取組



19



# 経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)(抄)

## 公営企業・第三セクター関係部分

### 3. 主要分野毎の改革の取組

#### [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組

##### (1) 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

(取組方針・時間軸)

「見える化」を促進する公営企業会計の適用拡大や、事業廃止・民営化等を含む抜本的な改革の検討、経営戦略の策定を通じた経営基盤強化、第三セクター等の経営健全化に向けた取組等を通じ、公営企業・第三セクター等の経営の改革を進める。(中略)公営企業・第三セクターの改革については、既に総務省から自治体に対して各種指針の発出・要請等が行われており、これを踏まえ、計画期間内のできるだけ早期に取組を進める。

(KPI)

重点事業(下水道・簡易水道)における公営企業会計の適用団体数(人口3万人以上)、経営戦略の策定率や収支赤字事業数の減少を確認するとともに、収支、繰出金等の指標を用い、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する。

##### (2) 地方行財政の「見える化」

(取組方針・時間軸)

(中略)あわせて、公営企業会計の適用を推進するとともに、公共施設等の集約化・複合化等の成果の検証を行う。

(KPI)

重点事業(下水道・簡易水道)における公営企業会計の適用団体数を確認することにより、公営企業会計を全面的に「見える化」する。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

#### 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

##### [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

・ 地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。また、第三セクターについても、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえた取組を推進するとともに、優良事例の全国展開を図る。

・ 2018年度(平成30年度)までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等(公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など)の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。また、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。

20

## 経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革	通常国会	概要要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<b>&lt;④公営企業、第三セクター等の経営の改革&gt;</b> ○公営企業会計の全面的な「見える化」							
	○2014年度 ・2015年度から2019年度までの5年間で、下水道及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、公営企業会計の適用に取り組むよう地方自治体に要請(2015年1月)	地方財政措置等により支援					・重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人以上) 【2020年度予算から対象自治体の100%】 【人口3万人未満の自治体については進捗検証】	
		重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進			(重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策(法制化等)について、検討)			
○2015年度 ・新会計基準に基づく決算の公表(2015年9月) ・経営比較分析表について、2015年度は上・下水道事業について公表	公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表(毎年度)							
	「経営比較分析表」の公表分野の拡大(毎年度2～3事業分野程度)や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業会計の全面的な「見える化」を強力に推進							
	《総務省自治財政局》							

21

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革	<p>《④公営企業、第三セクター等の経営の改革》</p> <p>○公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用)の検討の推進</p> <p>○2014年度 ・各地方自治体に対し、公営企業の経営健全化等に取り組む前提として、廃止・民営化等を含めた経営のあり方を検討するよう要請するとともに、引き続き、公営企業として事業を継続する場合は、「経営戦略」を策定し、その策定にあたっては、広域化や民間の資金・ノウハウの活用等についても検討するよう要請(2014年8月)</p> <p>・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進等に取り組むよう要請(2015年3月)</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>通常国会</p> <p>概要要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>抜本的な改革についての優良事例集を作成し、横展開を推進</p> <p>(優良事例を抽出)</p>	<p>(以降、定期的に更新し、内容の充実を図る)</p>			<p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標 (例えば、収支、繰出金等)</p>	
		<p>抜本的な改革の取組状況や課題等について、毎年度調査結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進</p> <p>(課題等を抽出)</p> <p>研究会を立ち上げ、廃止・民営化等の考え方や対象・課題・方策、広域連携、改革の成果の検証等の方策について検討</p> <p>検討結果に基づき、左記の方策を実施</p> <p>個別事業における広域化等の推進 (連携中核都市圏構想等における都市間連携の推進、各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)、最適化・広域化・共同化の推進(下水道)、新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進(病院))</p>						<p>・収支赤字事業数【2014年度決算(1174事業)より減少】</p>

22

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革	<p>《④公営企業、第三セクター等の経営の改革》</p> <p>○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化</p> <p>○2014年度 ・各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方自治体に要請(2014年8月)</p> <p>・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、「地域医療構想」を踏まえた新公立病院改革プランを策定するよう要請(2015年3月)</p> <p>○2015年度 ・「経営戦略ガイドライン」の策定</p> <p>・病院事業について、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>通常国会</p> <p>概要要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>経営戦略の策定について、財政支援措置を講じ、集中的に推進</p>				<p>・経営戦略の策定率【2020年度までに100%】</p> <p>・新公立病院改革プランの策定率【2018年度までに100%】</p> <p>・収支赤字事業数【2014年度決算(1174事業)より減少】</p>	
		<p>経営戦略の策定に係る進捗状況を毎年度調査調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進</p> <p>水道事業について、経営戦略を策定し、広域化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p> <p>水道の高料金対策及び下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化</p>	<p>策定の遅れている団体・分野の取組を促進</p>					<p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標 (例えば、収支、繰出金等)</p>

23



経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p>＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞</p> <p>○第三セクター等の改革</p> <p>○2014年度 ・「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、各地方自治体に対し、2014年度以降においても、引き続き、関係を有する第三セクター等について効率化・経営健全化に取り組むことを要請(2014年8月)</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	第三セクター改革などの先進事例集の作成・公表	(以降、定期的に更新し、内容の充実を図る)	健全経営の維持に向けた取組を引き続き推進			第三セクター等に対する財政支援額(補助金、損失補償等)【減少】	

24

3. 地方公営企業の見える化の推進

- ・ 地方公営企業会計基準の見直し
- ・ 公営企業会計の適用拡大
- ・ 「経営比較分析表」の策定・公表

25

## Ⅱ 地方公営企業会計基準見直しの概要と意義

### 【見直しの趣旨】

- 民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門（地方独法、地方公会計等）も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中において、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。
- 併せて、地方分権改革の観点から、住民等への情報開示の拡大や経営の自由度の向上を図るための改正を行った。

### 【主な見直し内容】

- ① 従来は「資本」に計上されていた建設改良に要する企業債・借入金（＝借入資本金）を「負債」に計上。
- ② 資産価値の実態を適切に反映できず、その適用が地方公営企業の任意とされていた「みなし償却制度」を廃止。
- ③ 従来は計上が任意とされていた引当金（退職給付引当金、貸倒引当金等）の計上を義務化。

➡ **地方公営企業の経営実態がよりの確に把握できるようになるとともに、他の公営企業や他のセクターと比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとなる。**

【（参考）新会計基準適用前後の貸借対照表のイメージ】

<b>固定資産</b> 92,000  <b>流動資産</b> 8,000	<b>固定負債</b> 5,000	<b>固定資産</b> 82,000  <b>流動資産</b> 8,000	<b>固定負債</b> 42,000	<b>【変化の主な要因】</b> ・借入資本金を負債に計上 ・退職給付引当金を負債に計上 ・みなし償却制度の廃止により、固定資産が減少
	<b>流動負債</b> 20,000		<b>流動負債</b> 25,000	
	<b>資本金</b> 35,000		<b>資本金</b> 5,000	
	<b>資本剰余金</b> 30,000		<b>利益剰余金</b> 18,000	
	<b>利益剰余金</b> 10,000			

26

## 新会計基準に基づく地方公営企業決算の公表(H27.9)

新会計基準導入(H26年度予算・決算～)のねらい

- 企業会計原則の考え方を最大限取り入れ
- 民間企業比較、地方公共団体間比較の容易化
- よりの確な経済性の検証が可能

平成26年度決算のポイント

- ① 資産価値の実態を適切に表示
  - ・時価評価の導入（造成した土地等を減額▲0.8兆円）
  - ・収益性が低下した資産を減額
  - ・すべての償却資産をフル償却
 （固定資産の減額▲6.7兆円） ➡ 総資産規模が減少（▲7.5兆円）
- ② 資本と負債を明確化
  - ・借入資本金の負債計上
 ➡ 負債比率が上昇（資本：負債＝3：7）
- ③ 将来必要な費用も的確に計上
  - ・退職給付引当金等の計上（特別損失1.5兆円の増）
 ➡ 総収支が赤字（H26年度▲0.6兆円）

見直しの効果

資産状況や損益構造がより一層明確化

負債及び費用の増等により、**215事業が資本不足**

今後の方針

- 新会計基準に基づく予算・決算を行う団体を拡大（公営企業会計の適用拡大）
- 各公営企業が決算結果を活用し、廃止、民営化等の抜本改革の検討や経営戦略の策定を推進

27

# 会計基準見直しによる財務諸表への影響と留意点①

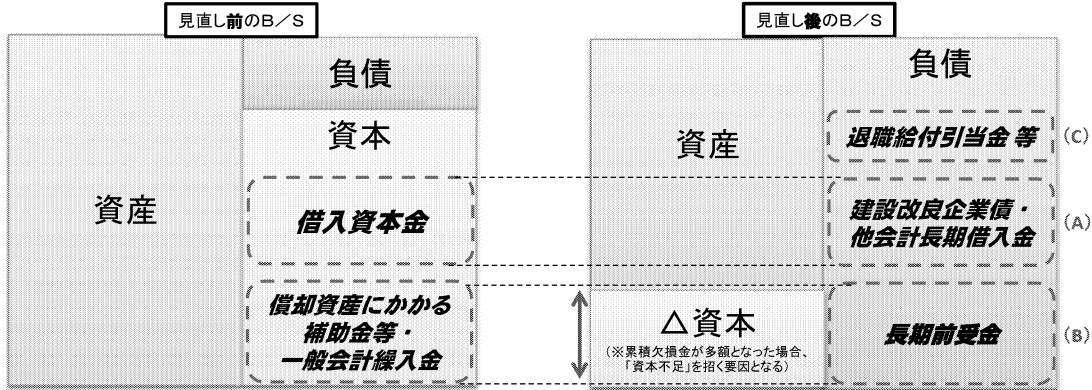
## 会計基準見直しの内容

- ・ 建設改良のための借入金(借入資本金)の計上区分を変更
- ・ 償却資産に係る補助金等・一般会計繰入金の計上区分を変更
- ・ 引当金の計上義務化(退職給付引当金等)



資本金から負債へ・・・(A)  
 資本剰余金から負債へ(長期前受金(繰延収益)へ)・・・(B)  
 負債の増・資本の減(過去の退職給付引当金の計上の影響が大きい)・・・(C)

【一部の公営企業では、以下のようなB/Sとなる場合がある】



## 公営企業における負債＞資産となる場合の考え方

□ 以下の通り、一層の経営の健全化を推進する必要があることを示している。

- ・ 貸借対照表において負債が資産を上回る状態(「資本不足」)となる場合、一般的に累積欠損金が多額となっていることが多く、相対的には厳しい経営状況にあること。
- ・ 累積欠損金は、公営企業で負担すべきコストを料金等で回収できなかったことを意味することから、資本不足の原因となっている累積欠損が改善に向かうよう、より一層の収益性の向上を図るとともに、経常費用の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことが求められること。

□ ただし、負債が資産を上回った場合においても、公営企業の場合、通常は即座に経営が立ちゆかなくなるものではない点に留意(民間企業との相違)。

# 公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。

その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。現在、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用(平成25年度公営企業決算))。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。

## 公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業  
 工業用水道事業  
 軌道事業  
 自動車運送事業  
 鉄道事業  
 電気事業  
 ガス事業

病院事業

簡易水道事業  
 下水道事業  
 船舶事業  
 港湾整備事業  
 市場事業  
 と畜場事業  
 観光事業  
 宅地造成事業 等

### ① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

### ② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される(各団体の判断ですべて適用することも可能)

### ③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

## 公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

### 経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・ より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・ 経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・ 経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

### 弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・ 住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

### Ⅲ. 財務規定等の適用範囲の拡大

**【現状】**

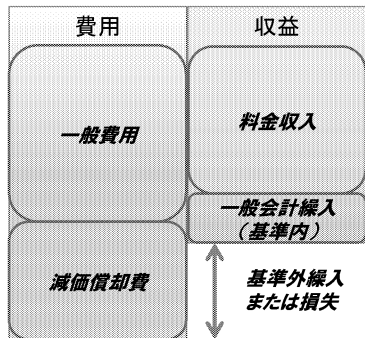
地方公営企業の約2/3は官庁会計方式で計理が行われており(法非適用)、経営状況の把握・分析が難しい。

**【課題】**

- ① 大量更新時代を迎える公営企業施設の維持管理や更新には多額の費用を要する一方で、国・地方の財政が厳しさを増す現在、地方公営企業に対する一般会計負担の更なる拡大には限界がある。
- ② こうした中、住民向けサービスの安定的供給に支障が生じないように施設の更新投資を着実に進めていくためには、そのための費用把握・財源確保を適時適切に行うことが重要。
- ③ 更新投資のための費用把握・財源確保のためには、その前提として、現在保有している資産の価値、及び当該資産に対応する財源を把握し、適正な料金水準を設定することが必要。

⇒ **資産価値や事業毎の損益が明確にならない単式簿記・現金主義の官庁会計方式には限界がある。地方公営企業法に基づく企業会計方式の活用を一層促す必要がある。**

**【下水道事業で想定される損益構造】**



- ◆ 下水道事業は地方公営企業法・任意適用事業であり、約9割を占める法非適用企業の計理は官庁会計方式で行われている。
- ◆ 企業会計方式で下水道事業の財務諸表を作成した場合、以下のような経営の実態が明らかになる可能性あり。
  - ・従来の建設投資に係る減価償却費が膨大。
  - ・費用を賄うだけの料金収入が確保できていない。
  - ・損失を埋めるために多額の基準外繰入が行われている。

⇒ **企業会計方式は、公営企業の経営実態を住民等に知ってもらうためのツール** 30

### 地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,662事業のうち、法適用事業は、平成26年度は前年度に比べ44事業の増加となり、3,077事業(事業数全体の35.5% H25比0.6ポイント増)となっている。

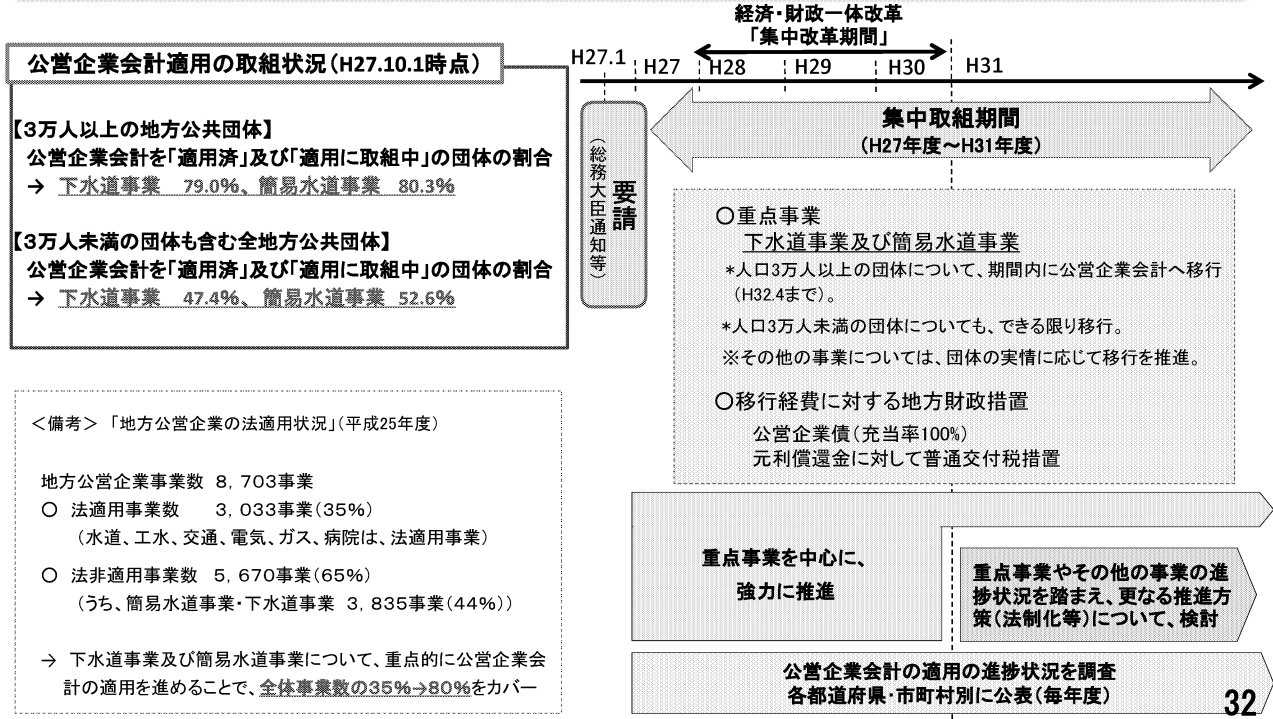
事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

事業	区分年度	法適用企業			法非適用企業			計			法適用企業の割合 (a)/(b) (%)
		25	26(a)	増減	25	26	増減	25	26(b)	増減	
水道		1,377	1,374	△ 3	734	723	△ 11	2,111	2,097	△ 14	65.5%
うち簡易水道		25	26	1	734	723	△ 11	759	749	△ 10	3.5%
工業用水道		154	154	0	0	0	0	154	154	0	100.0%
交通		53	53	0	38	38	0	91	91	0	58.2%
電気		28	28	0	51	57	6	79	85	6	32.9%
ガス		28	28	0	0	0	0	28	28	0	100.0%
病院		642	639	△ 3	0	0	0	642	639	△ 3	100.0%
下水道		538	591	53	3,101	3,047	△ 54	3,639	3,638	△ 1	16.2%
その他		213	210	△ 3	1,746	1,720	△ 26	1,959	1,930	△ 29	10.9%
合計		3,033	3,077	44	5,670	5,585	△ 85	8,703	8,662	△ 41	35.5%

# 公営企業会計の適用の拡大について(平成27年1月27日付総務大臣通知等)

地方公共団体が公営企業の**経営基盤の強化**や**財政マネジメントの向上**等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、**経営・資産等の状況の正確な把握**、**弾力的な経営**等を実現することが必要。



# 「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

・抜本的な改革(廃止・民営化、広域的な連携等)の検討

・「経営戦略」の策定

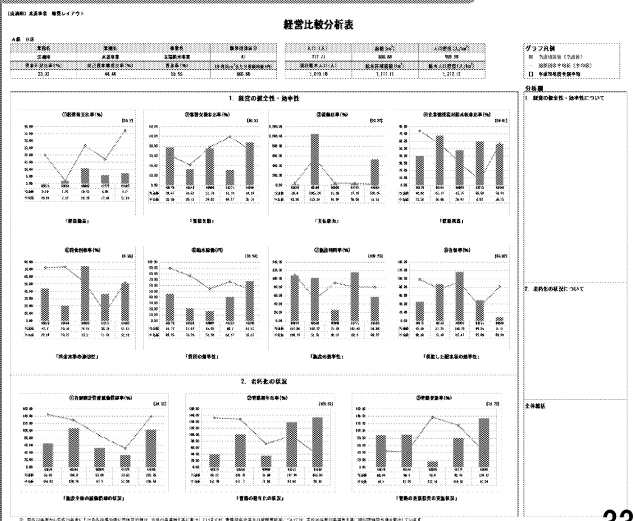
を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

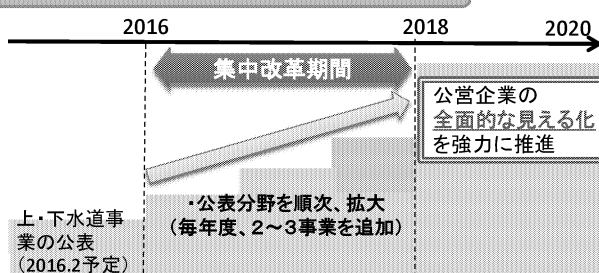
○経営指標

- ① **経営の健全性**…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**…料金回収率、給水原価、施設利用率等
- ③ **老朽化の状況**…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

誰もが比較検討しやすいイメージで公表



更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表



# 「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(平成27年11月30日付通知)概要

## 1. 経営指標による分析の意義

- 経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能。
- 経営指標を「経営比較分析表」としてとりまとめ、今後の見通しや課題への対応に活用。
- 「経営比較分析表」により各公営企業では、経営分析や「経営戦略」の策定を進める上で有益な情報を得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明に活用が可能。

## 2. 「経営比較分析表」を策定する事業

- (1) 水道事業（上水道事業及び簡易水道事業）
- (2) 下水道事業

(注) すべての公営企業について取り組むことが望ましいが、住民生活に密着し、施設・設備の規模も膨大である一方で、施設・設備の老朽化と料金収入の減少傾向(先細り)等を課題として抱える、当該事業を対象とする。今後も順次対象事業を拡大する予定。

## 3. 経営指標

### (1) 水道事業

- 【1. 経営の健全性・効率性】 ①経常収支比率 ②累積欠損金比率 ③流動比率 ④企業債残高対給水収益比率  
⑤料金回収率 ⑥給水原価 ⑦施設利用率 ⑧有収率

- 【2. 老朽化の状況】 ⑨有形固定資産減価償却率 ⑩管路経年比率 ⑪管路更新率

### (2) 下水道事業

- 【1. 経営の健全性・効率性】 ①経常収支比率 ②累積欠損金比率 ③流動比率 ④企業債残高対事業規模比率  
⑤経費回収率 ⑥汚水処理原価 ⑦施設利用率 ⑧水洗化率

- 【2. 老朽化の状況】 ⑨有形固定資産減価償却率 ⑩管渠老朽化率 ⑪管渠改善率

## 今後の方針

- 経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月24日 経済財政諮問会議決定)において、「経営比較分析表」の公表分野の拡大や指標の追加等内容の充実を図り、公営企業の「見える化」を強力に推進することとしている。

34

# 公営企業、第三セクター等の経営改革の取組状況について ①

## 公営企業の全面的な見える化の推進

### 公営企業会計の適用拡大

#### 【公営企業会計適用の取組状況を団体別に公表】

- ・ 平成27年10月時点における全都道府県・市町村の個々の取組状況を総務省HPにおいて公表(28年2月)。

<公営企業会計を「適用済」・「取組中」の団体の割合>

→ (人口3万人以上) 下水道 79.0%、簡易水道 80.3%  
(全団体) 下水道 47.4%、簡易水道 52.0%

<公表イメージ>

団体名	国勢調査人口(H22)	公営企業会計適用の取組状況			
		①適用済	②取組中	③検討中	④検討未着手
〇〇県	1,700,000		○		
△△市	500,000	○			
××町	15,000			○	

#### 【都道府県別の法適化推進担当者の設置】

- ・ 総務省に各都道府県別の公営企業会計適用推進担当者を設置(27年11月)するとともに、各都道府県における推進担当者を登録し、各都道府県間で共有(28年1月)。

今後、毎年度調査を実施し、見える化を徹底するとともに、取組の遅れている団体が多い都道府県に対しては、個別にヒアリングを実施するなど、取組を強力に後押し。

### 経営比較分析表の策定・公表

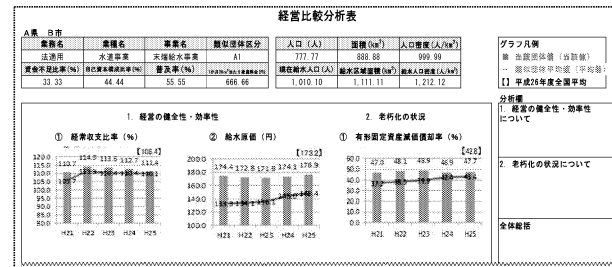
#### 【経営比較分析表を活用した経営の見える化】

- ・ 上水道・下水道事業(約5,600事業)の経営比較分析表を公表(28年2月末予定)。

<見える化のコンテンツ>

- ・ 各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・ 経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す11指標の経年変化・類似団体比較を示したグラフ・表
- ・ 各公営企業による分析コメント
- ・ 毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

<公表イメージ>



今後、公表分野を順次拡大するとともに、追加指標を検討するなど、公営企業の経営の見える化を徹底。

35

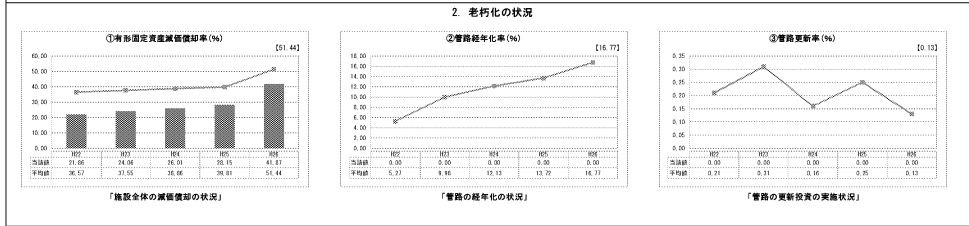
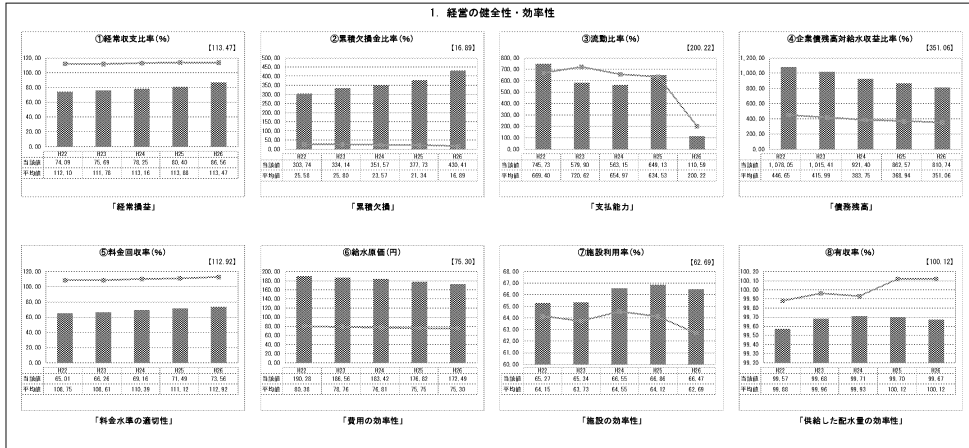
## 経営比較分析表

岡山県 岡山県広域水道企業団

業種名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	用水供給事業	B
資金不足比率(%)	自己資本増殖比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	69.77	99.00	0

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	-	-
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,689,691	5,083.78	328.43

グラフ凡例
■ 類似団体値 (当団値)
— 類似団体平均値 (平均値)
① 平成22年度全国平均



※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出していますが、管路経年率及び管路更新率については、平成26年度の事業数に基づき類似団体平均値を算出しています。

#### 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 施設利用率は類似団体平均値を上回るとともに、有効率はほぼ100%に近い値であることから、施設の稼働状況は良好であると考えられる。  
 経常収支比率は、少しずつ改善しているものの、依然として100%を下回っており、このため、異種欠損比率が年々増加している。さらに、給水単価は類似団体平均値より高水準であることから、自己資本増殖率は100%を下回っており、事業に必要な経費を資金で賄うことができていない状況である。また、④の施設利用率や給水単価、企業価値等の経営指標を踏まえた上で、多額の企業価値の増大を必要としていることから、企業価値相対給水収益比率が高い水準にある。短期の支払い能力については、流動比率が100%を上回っており、問題ないと考えられる。

2. 老朽化の状況について  
 有形固定資産減価償却率は、類似団体と比較して低い。これは類似団体と比較して供給開始から日が浅い(管理年数-供給開始年)のためと考えられる。なお、法定耐用年数を経過した管路はない。

#### 全体総括

また、異種欠損比率が増加するなど非常に厳しい経営状況が窺われる。  
 また、老朽化した管路の更新や耐震化に係る田圃の財産を企業価値に依存しているため、「企業価値相対給水収益比率」は、類似団体平均や全国平均よりも大幅に高くなってしまっている。これらのことから、早期に料金水準の改善が必要状況であり得る。  
 ●効率性について  
 「施設利用率」は、類似団体平均や全国平均よりも低く、「施設利用率」は類似団体平均や全国平均よりも高いため、費用と施設の効率性は高いと考えられます。  
 「有効率」については、全国平均よりも高いものの、類似団体平均よりも若干低いため、今後もさらに改善した施設管理を実施し、供給した配水水の効率性を高める必要があります。

【注】「経常収支比率」、「流動比率」、「料金回収率」、「給水単価」の4年度の数値については、会計処理間隔による変動も含まれております。

2. 老朽化の状況について  
 「有形固定資産減価償却率」は、老朽化した施設の更新や耐震化等を促しているため、類似団体平均や全国平均よりも低くなってしまっています。  
 「管路経年率」は、全国平均よりも高いものの、類似団体平均よりも低い状況であり、「管路更新率」が低い。今後も「管路更新率」は高くなっていくと見込まれます。

#### 全体総括

料金水準が類似団体平均や全国平均より低く、投資の財源として経営への依存度の高いため、経営の健全性や財務の健全性を高めるためには、早期に料金水準の見直しが必要状況であると考えられます。  
 また、施設の更新にあたっては、限りある財源を有効に活用するため、重要度・緊急性等を考慮したうえで優先度の高いものから実施し、必要となります。  
 【参考】このように状況であることから、10月以降に検討を進めておりました料金水準の見直しについて、2027年1月期において、2028年1月より水道料金を改定することが決定しております。

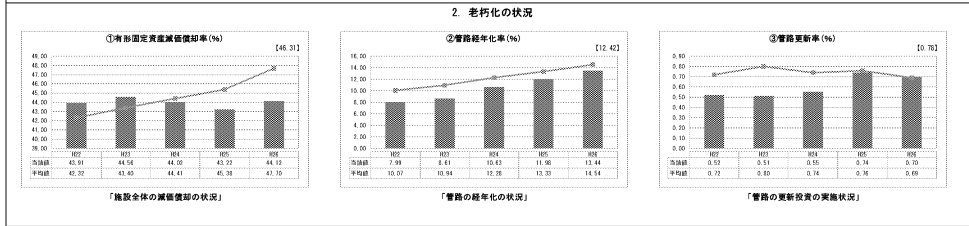
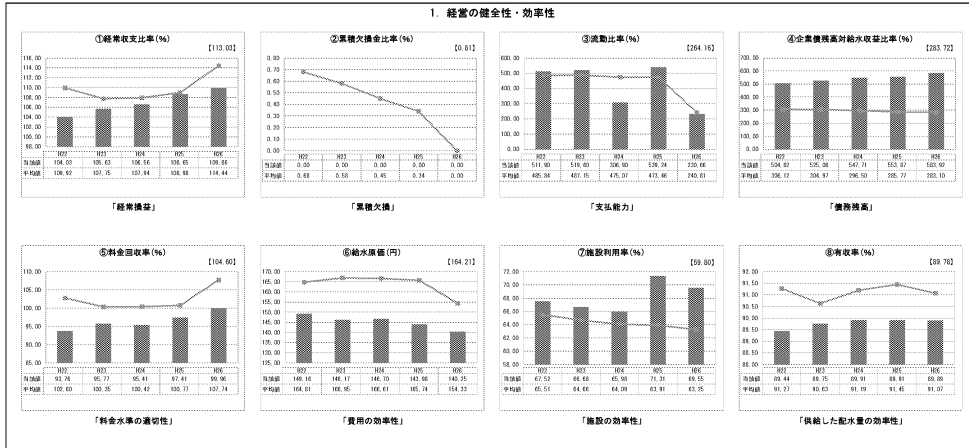
## 経営比較分析表

宮城県 宮崎市

業種名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	末端給水事業	A1
資金不足比率(%)	自己資本増殖比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	45.71	98.95	2,462

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
406,780	643.67	630.37
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
399,998	324.14	1,234.03

グラフ凡例
■ 類似団体値 (当団値)
— 類似団体平均値 (平均値)
① 平成22年度全国平均



※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出していますが、管路経年率及び管路更新率については、平成26年度の事業数に基づき類似団体平均値を算出しています。

#### 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 ●経営の健全性について  
 「経常収支比率」は100%以上を維持し、異種欠損もなく、「流動比率」も年次より上下するものの200%以上で、支払能力も十分な水準にあり得る。  
 一方、「料金回収率」が100%を下回っているため、増収として、給水に係る費用を利益で賄っていません。  
 また、老朽化した管路の更新や耐震化に係る田圃の財産を企業価値に依存しているため、「企業価値相対給水収益比率」は、類似団体平均や全国平均よりも大幅に高くなってしまっている。これらのことから、早期に料金水準の改善が必要状況であり得る。  
 ●効率性について  
 「施設利用率」は、類似団体平均や全国平均よりも低く、「施設利用率」は類似団体平均や全国平均よりも高いため、費用と施設の効率性は高いと考えられます。  
 「有効率」については、全国平均よりも高いものの、類似団体平均よりも若干低いため、今後もさらに改善した施設管理を実施し、供給した配水水の効率性を高める必要があります。

【注】「経常収支比率」、「流動比率」、「料金回収率」、「給水単価」の4年度の数値については、会計処理間隔による変動も含まれております。

2. 老朽化の状況について  
 「有形固定資産減価償却率」は、老朽化した施設の更新や耐震化等を促しているため、類似団体平均や全国平均よりも低くなってしまっています。  
 「管路経年率」は、全国平均よりも高いものの、類似団体平均よりも低い状況であり、「管路更新率」が低い。今後も「管路更新率」は高くなっていくと見込まれます。

#### 全体総括

料金水準が類似団体平均や全国平均より低く、投資の財源として経営への依存度の高いため、経営の健全性や財務の健全性を高めるためには、早期に料金水準の見直しが必要状況であると考えられます。  
 また、施設の更新にあたっては、限りある財源を有効に活用するため、重要度・緊急性等を考慮したうえで優先度の高いものから実施し、必要となります。  
 【参考】このように状況であることから、10月以降に検討を進めておりました料金水準の見直しについて、2027年1月期において、2028年1月より水道料金を改定することが決定しております。